

衆議院農林水産委員会ニュース

【第 217 回国会】令和 7 年 3 月 18 日（火）、第 3 回の委員会が開かれました。

1 土地改良法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 22 号）

- ・江藤農林水産大臣、笹川農林水産副大臣、庄子農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、国民、公明、れ新、有志）
- ・鈴木貴子君外 6 名（自民、立憲、維新、国民、公明、れ新、有志）から提出された附帯決議案について、渡辺創君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、国民、公明、れ新、有志）
（質疑者）長谷川淳二君（自民）、森下千里君（自民）、村岡敏英君（国民）、金子恵美君（立憲）、緑川貴士君（立憲）、渡辺創君（立憲）、林佑美君（維新）、角田秀穂君（公明）、八幡愛君（れ新）、北神圭朗君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

長谷川淳二君（自民）

- （1） 昨年末以来の記録的な大雪による農業被害があった生産者に対する積極的な支援の必要性
- （2） 土地改良法等の一部を改正する法律案関係
 - ア 土地改良事業が果たしてきた役割の評価及び今後の基幹的農業水利施設等の老朽化対策
 - イ 土地改良事業におけるスマート農業技術の研究開発及び導入を国が強力に後押しする必要性
 - ウ 農業農村整備事業に係る予算確保に向けた農林水産大臣の決意

森下千里君（自民）

土地改良法等の一部を改正する法律案関係

- ア 急施の事業関係
 - a 防災事業・復旧事業に係る拡充の内容
 - b 老朽化による事故の予防的措置及び再度災害に対する万全の体制整備の必要性
 - c 本法律案を早期に成立させ、その内容を現場に浸透させ、活用していく必要性
- イ 土地改良区への支援を充実させる必要性

村岡敏英君（国民）

- （1） 岩手県大船渡市の林野火災関係
 - ア 農林水産省が視察を行った現地の状況
 - イ 大船渡市の復旧に向けた農林水産大臣のメッセージ
- （2） 土地改良法等の一部を改正する法律案関係
 - ア 昨年 7 月の豪雨や今回の大雪による被害があった地域も本法律案により拡充される急施の事業の対象にすることの確認
 - イ 中山間地域への支援及び土地改良事業による体制整備の取組
 - ウ 土地改良の円滑な実施のため土地改良区と十分な連携を図る必要性
 - エ 水利権関係
 - a 取水期間を柔軟に見直す必要性

- b 関係者間の十分な調整を農林水産省が行う必要性
- オ 農業基盤整備における農家の負担を減らすことに向けた農林水産大臣のメッセージ
- (3) 備蓄米の落札後も下がらない米価への今後の対策に係る農林水産大臣のメッセージ

金子恵美君（立憲）

- (1) 農林水産大臣が年度内にこたわらず熟議の国会にふさわしい議論を重ねたい旨述べた次期食料・農業・農村基本計画策定に向けた今後の具体的な進め方
- (2) 食料・農業・農村政策審議会企画部会に示された基本計画（案）における土地改良事業と関係する数値目標に対する農林水産大臣の所見
- (3) 土地改良法等の一部を改正する法律案関係
 - ア 農業者の申請・同意・費用負担を求めない急施の事業の実施に際して配慮が求められた既存事業における農業者の不公平感への対応及び今後の費用負担の在り方
 - イ 今後の土地改良事業の費用負担に関する検討は農業者の負担を軽減する方向で行われることの確認
 - ウ 連携管理保全事業において連携する者の範囲及び事業推進のための支援の在り方
 - エ 急施の復旧事業に追加される再度災害防止のための改良復旧について複合的な災害へも柔軟に対応する必要性
 - オ 地震で被災した場合の改良復旧の内容が地震対策に限定されるかの確認
 - カ 休眠土地改良区の休眠状態を解消するための支援の必要性

緑川貴士君（立憲）

土地改良法等の一部を改正する法律案関係

- ア 非申請事業の実施や費用負担の生じる施設更新に際して農業者への丁寧な説明や配慮を行う必要性
- イ 非申請事業の拡充に伴う地方自治体の人的・財政的な負担増への対応
- ウ パイプラインの緊急点検に係る財政的な支援やパイプラインの状態把握に係る技術的な支援を国が行う必要性
- エ ハード整備と併せて田んぼダムを取組を地域で話し合いをしながら進めていく必要性
- オ 土地改良区からの地区除外等の加速につながる畑地化促進が土地改良事業に与えてきた影響
- カ 地区除外となった元組合員を施設管理准組合員とすることに対する見解

渡辺創君（立憲）

土地改良法等の一部を改正する法律案関係

- ア 急施の事業関係
 - a 拡充する意義
 - b 拡充に係る新年度予算案における措置の内容
- イ 土地改良事業を増やしていくとする農林水産大臣の認識の確認
- ウ 基幹的農業水利施設の整備関係
 - a 基幹的農業水利施設に該当する基準
 - b 現行の非申請事業の内容及び非申請で着手し農業者の同意が得られなかった事業の有無
 - c 非申請事業が補完的であることの確認及び事業拡大に係る中期的な見通し
 - d 今回の改正案で非申請による更新の対象となる基幹的農業水利施設が急施の事業の対象となる可能性

- エ 食料・農業・農村基本法改正の方向性に即して土地改良法の目的規定を改正することの意義
- オ 土地改良事業に係る農林水産予算の枠を広げて予算を確保する必要性

林佑美君（維新）

- (1) 土地改良法等の一部を改正する法律案関係
 - ア 連携管理保全計画を策定し実行に移すための土地改良区への支援
 - イ 全国のため池の点検等の実施状況及び老朽化が判明した場合の改修、廃止等の対応並びにため池の管理主体明確化のための施策及び管理が困難な場合の支援
 - ウ 農業インフラ関係
 - a 農道、農業用パイプライン、農業用水路等の改修資金確保に対する支援
 - b 全国で発生している農道陥没の把握状況及び地方自治体や土地改良区との情報共有の在り方
 - c 地方自治体が円滑に農道の補修を行うための国の予算による支援及び農道の補修、維持管理における新たな技術の活用に係る検討状況
- (2) クビアカツヤカミキリの防除対策の強化及び国による財政支援拡大の必要性

角田秀穂君（公明）

土地改良法等の一部を改正する法律案関係

- ア 農業用パイプラインの総点検の実施状況及び今後の取組
- イ 農業用パイプラインの計画的な更新のペースを上げていくための今後の取組
- ウ 急施の事業として実施できる範囲の判断基準
- エ 連携管理保全計画の策定を促進するための取組及び地域計画策定も行う現場の負担軽減策
- オ 合併等による土地改良区の基盤強化に向けた取組
- カ 第5次男女共同参画基本計画における土地改良区理事に占める女性の割合の目標の達成の見通し及び今後の農業分野での女性活躍推進に向けた取組

八幡愛君（れ新）

土地改良法等の一部を改正する法律案関係

- ア 国の発意により事業を実施する際は関係者に対して十分に事前説明を行う等の丁寧な運用に努める必要性
- イ 急施の復旧事業による改良復旧に際し農業者の負担を軽減するための措置
- ウ 被災原因と異なる自然災害に備えた改良復旧も実施できるようにする必要性
- エ 土地改良事業の発注関係
 - a 開かれた入札を実施する必要性
 - b 契約の公平性を確保するためのガイドラインを作成する必要性
- オ 土地改良区理事に女性や若者を増やすための具体的な支援策

北神圭朗君（有志）

土地改良法等の一部を改正する法律案関係

- ア 連携管理保全計画の作成に市町村の参加を義務付けていないことへの懸念及び連携する関係者の範囲
- イ 農業用水路保全作業における洛西土地改良区の事例に本法律案の支援内容が適用されることの確認

2 棚田地域振興法の一部を改正する法律案起草の件

- ・御法川委員長から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。

(賛成－自民、立憲、維新、国民、公明、れ新、有志)

3 棚田地域の振興に関する件

- ・鈴木貴子君外6名（自民、立憲、維新、国民、公明、れ新、有志）から提出された棚田地域の振興に関する件の決議案について、提出者福田淳太君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを委員会の決議とすることに決しました。

(賛成－自民、立憲、維新、国民、公明、れ新、有志)

- ・江藤農林水産大臣から発言がありました。

4 山村振興法の一部を改正する法律案起草の件

- ・御法川委員長から趣旨説明を聴取しました。
- ・衆議院規則第48条の2の規定により内閣の意見を聴取したところ、江藤農林水産大臣から「特に異存はない」旨の発言がありました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。

(賛成－自民、立憲、維新、国民、公明、れ新、有志)